

平成 25 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」  
成果報告書

団体名

千葉県教育委員会

概要

1 事業の概要

(1) 県の取組

① 早期相談支援・Q & A 集作成チームによる支援

大学教授、幼稚園・保育所の関係者、支援機関職員、関係課職員等からなるチームを結成し、南房総市の取組に対して助言するとともに、幼稚園・保育所向けの発達障害に関する Q & A 集を作成した。

作成の主な背景としては、①発達障害の可能性のある子供に対する指導・支援の在り方について悩みを抱えている幼稚園・保育所関係者が多いこと、②全ての教員に発達障害に関する基礎的な知識や指導・支援の在り方を身に付けてほしいとの願い等が寄せられていたことがあった。

② 「早期相談支援リーフレット」の配付（平成24年度作成）

発達障害に関する保護者向けリーフレットを増刷し、市町村等に配付し、早期からの支援の充実に関する一層の理解啓発を図った。

③ 特別支援教育実践発表会の実施

南房総市等における取組を発表する機会を設け、その研究成果を県内の教育関係者に広く周知するために、特別支援教育実践発表会を実施して、情報を共有することによって各地域での特別支援教育の推進に資することにした。

(2) 南房総市の取組

① 組織機構再編の実施

0 歳児からの子育て及び教育全般を所管する「子ども教育課」を新設した。これによって、市内の幼稚園・保育所、小・中学校、預かり保育室、学童保育及び子育て支援センターに関する業務が一元化され、連携体制がとりやすくなった。

② 教育支援相談員の配置

支援体制をコーディネートする教育支援相談員を配置して、保護者の意思や願いを聞いた上で相談に応じ、教育的ニーズに沿った、専門的な見地からの支援・助言ができる体制を整えた。

③ 保護者相談の実施

乳幼児健診（1 歳 6 か月児・3 歳児）や就学時健診の場、子育て支援センター、ある

いは教育委員会相談室において、保護者相談を実施し、保護者が抱える子供の発達上の不安や悩みを相談できる機会を設けた。

④ 教職員の専門性の向上に向けた研修の実施

教育支援相談員が定期巡回相談として、公立保育所、私立保育園及び公立学校（幼稚園を含む）に訪問した。要請があった場合には、教育支援相談員のみならず、就学支援コーディネーターが訪問することもあった。また、特別な支援を必要とする幼児等への具体的な支援策に係る、教職員向けの研修等も実施した。

⑤ 「子どもサポート手帳」の配付

乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けられることを目的として、平成24年度に完成した「子どもサポート手帳」を増刷し、希望する保護者への配付を開始した（平成25年4月から）。これらを活用することにより、長期的な視点に基づく支援・助言が可能となった。

## 2 事業の成果

### (1) 県の取組

① 早期相談支援・Q & A集作成チームについて

南房総市での取組を会議で取り上げ、その内容について意見交換することによって、県内で研究成果を普及推進する上での参考とすることができた。また、Q & A集を完成させ、県ホームページに掲載したことで、幼稚園・保育所等での支援に役立てることができた。

② 特別支援教育実践発表会について

県内の教育関係者約260名が参加し、早期相談・支援体制の構築等の必要性や実際の取組について広く情報提供し、意識の共有を図ることができた。

③ 「早期相談支援リーフレット」について

市町村を通じて、3歳児の保護者全員に配付し、保護者への理解推進及び情報提供の一環としての役割を果たすことができた。

### (2) 南房総市の取組

① 組織機構再編について

乳幼児期から学齢期にかけての支援窓口が一元化されたことにより、乳幼児・児童・生徒に対する垣根がなくなり、関係機関同士のスムーズな連携かつ迅速な対応が可能になった。

② 教育支援相談員の配置・活用

公立幼稚園及び保育所、私立保育園等における、支援上の様々な課題に対して、教育支援相談員は専門的な見地からの的確な助言を行い、保護者と関係機関、あるいは関係機関同士をつなぐ役割を担っている。

### ③保護者相談の実施

幼児等の発達や子育てに不安を感じている保護者に対して、就学支援コーディネーターや教育支援相談員が相談に応じ、適切な支援・助言を行った。子供ができることを褒めて育てるといった、前向きな子育てへとつなげていくための手助けとなっている。

### ④教職員の専門性の向上に向けた取組

教職員の専門性を向上させるために、研修体制の充実に努めている。これらの取組によって、教職員間における特別支援教育に関する意識の高まりが見られ、特別な支援を必要とする乳幼児への適切な支援・助言の実施につながるなど、市全体での体制整備の推進に結びついている。

### ⑤「子どもサポート手帳」について

市の広報誌や地方新聞、あるいは研修会や関係機関への訪問の際に当該手帳を紹介したり、市の行事の際には特設コーナーを設置したりして、周知・活用を図った。保健師、就学支援コーディネーター及び教育支援相談員による保護者相談等においても周知・活用を図ることで、徐々に活用ケースが増えてきている。

## 3 事業の課題とその解決のために必要な取組

本事業を通じて4つの課題が明らかになった。

まず1点目は、特別支援教育に関する管理職の課題意識の差や、教職員等の中での特別支援教育に対する意識の差である。これについては、会議や研修の場等を通じて、具体的かつ効果的な支援方法を紹介するなど、機会あるごとに理解深化に努める必要があると考えている。

2点目としては、発達年齢に応じて、保護者からは様々な相談が寄せられるが、幼児期から学齢期への一貫した、滑らかな支援の接続が求められている。そのため、保護者の了解の下で、「子どもサポート手帳」を活用して、幼少期からの発達状況や受けていた支援内容を確認したり、市の「相談・連携シート」（保護者面談の際に話した子供の情報を記載しておき、引継ぎ等にも活用する）を活用して支援のつなぎに役立てたり、関係機関同士の連携強化を図るなどの取組を一層推進することが必要である。

3点目は、保育所（園）・幼稚園等の関係者や保護者からの教育支援相談員に対する期待は大きいものの、配置人数が限られるため、その期待やニーズにどのように応えていくかが課題である。財源の確保や支援内容の充実に努めることはもちろん、新たな人材育成・確保のための方策や、保健師、就学支援コーディネーター等との役割の明確化、連携強化等を図ることも検討していく必要がある。

4点目は、「子どもサポート手帳」の有効性に関する周知である。配付を開始して1年が経過したものの、市民間での理解や教育現場での活用の定着までには至っていない。そのため、広報誌等を通じた市民への情報発信を継続するとともに、関係機関向けの活用研修を実施するなど、理解啓発及び周知徹底を図り、特別な支援を必要とする幼児等への支援に生かしていくことを検討していきたい。

<事業の概念図>

